

包括外部監査結果の概要について

包括外部監査人 水野 信勝

第1 外部監査の概要

1．選定した特定の事件

情報システムに係る財務に関する事務の執行

2．特定の事件を選定した理由

コンピュータ及び通信を中核とした情報システムは自治体の行政運営にとって不可欠のものとなっており、事務事業は情報システムに大きく依存している。特に三重県は、平成17年6月にIT利活用の基本方針を掲げ「県民しあわせプラン」の推進に向けて情報システムに対しては先進的な取組を行っており、情報システムの構築、運用に対し多額の支出を行っている。情報システムの構築、運用については、経済性、効率性が求められるだけでなく、県民にとって有効なシステムであることも重要である。

また、情報システムは、事故や災害によりその機能が麻痺した場合、行政事務や県民の生活に与える経済的、質的な損失が非常に大きい。さらに、情報セキュリティに不備があると、個人情報など重要な情報が漏洩する可能性もある。

以上、情報システムの重要性を考慮すると、包括外部監査のテーマとすることが相当であると判断した。

第2 外部監査の方法

1．監査の要点

情報システムの調達の適切性

情報システムの調達に関する契約手続並びに支出手続が、条例・規則・規程等に準拠して運用されているかどうか。

情報セキュリティ

法制度、総務省、経済産業省等の基準及びシステム監査基準に照らして、三重県の条例・規則・規程やその運用状況に不備な点がないかどうか。

情報システムの有効性、経済性、効率性
情報システム導入により期待された効果があがっているかどうか。

2. 主な監査手続

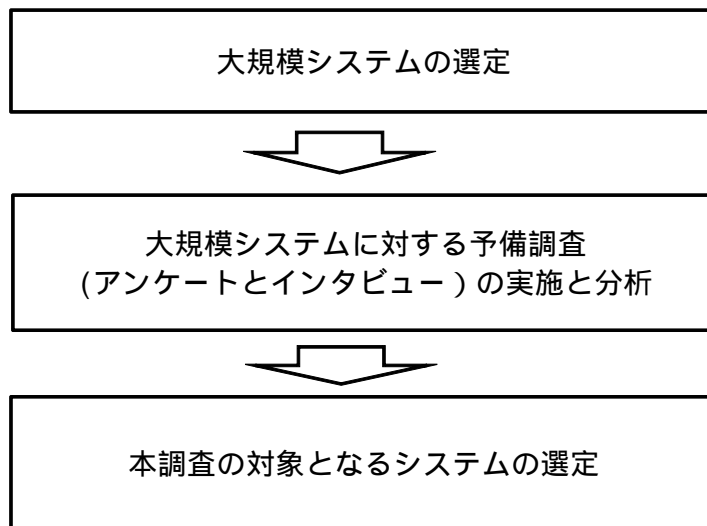
質問を中心に実施し、各部局の説明内容を提出された資料で吟味・検討した。

3. 外部監査の実施期間

平成 20 年 4 月 23 日から平成 20 年 12 月 26 日まで

4. 本調査の対象とするシステムの選定

本監査の対象とする情報システムは、以下の手順で選定を行った。



上記手順により本調査の対象となったシステムは以下のとおりである。

通番	情報システム名称	部局	担当室
1	情報基盤整備	政策部	電子業務推進室
2	給与システム	総務部	人材政策室

通番	情報システム名称	部局	担当室
3	予算編成支援システム	総務部	予算調整室
4	環境総合情報システム	環境森林部	環境森林総務室
5	環境総合監視システム	環境森林部	地球温暖化対策室
6	三重県物件等地域調達型電子入札システム	出納局	出納総務室・会計支援室
7	財務会計・予算編成支援システム	出納局	出納総務室
8	志摩病院医療情報システム	病院事業庁	志摩病院
9	学校情報「くものす」ネットワーク	教育委員会事務局	教育総務室
10	三重県情報ネットワーク	政策部	電子業務推進室
11	総務事務関係システム開発等経費（含む運用委託費）	総務部	経営総務室

但し、10番及び11番のシステムは平成20年度以降に新規稼働もしくは移行予定のため、情報システムの調達の適切性のみ検証を実施した。

第3 外部監査の結果

外部監査の結果、指摘事項は、「全般的な結果及び意見」において【結果】が2件、【意見】が10件、また、「情報システム毎の結果及び意見」において【結果】が23件、【意見】が50件であった。

(注)三重県の条例・規則・規程などへの準拠性に関する指摘事項は【結果】とし、監査人としての意見を述べたものを【意見】としている。

監査要点毎の主な指摘事項については以下のとおりである。

1. 情報システムの調達の適切性について

契約書の適切な記載が行われていないものがある。

随意契約の妥当性についての検討が不十分なものや、検討過程を文書等で残していないため検討が適切に実施されたか確かめられないものがある。

業務の再委託に関する承認過程が不明確になっているものがある。

調達手続の適正化は、事業者の公正な競争を促し、調達コストの低減だけでなく、より有効に活用できるシステムの取得・開発にもつながる。調達手続の際には、適正な手続の実施だけでなく検討過程の文書化やその文書の保管等一層の公平性・透明性を確保していく必要がある。

2. 情報セキュリティについて

情報システムのパスワードについて定期的な変更がなされていないものがある。

外部委託事業者に対する情報セキュリティ管理等の実施状況について、十分な確認がなされていないものがある。

バックアップ媒体の保管が適切に実施されていないものがある。

情報システムには、県民の個人情報のみならず行政運営上重要な情報が含まれる。情報セキュリティの不備は、短時間に膨大な情報を漏洩する等極めて重大な問題を生じさせる原因になる。また、情報システムの不適切な使用等により障害が発生した場合には、行政事務が滞り県民生活に多大な影響を与える。従って、情報セキュリティについては、不備の改善はもとより一層の管理体制の強化が望まれる。

3. 情報システムの有効性、経済性、効率性について

委託業務内容に応じた適切な単価の設定がなされていないものがある。

情報システム導入・変更による効果測定が十分になされていないものがある。

情報システムは、整備、運用に多額のコスト（支出）を伴うが、一方で、一度導入をするとそれ以降はその導入効果を検討しないまま毎年度運用費用として一定金額を支出し続ける場合が多い。外部委託事業者に委託する業務内容に応じた適切な単価を設定した上で、実績等を勘案して、委託金額の適正性を定期的に検討する必要がある。また、情報システムの導入・変更の有効性、効率性の評価・審査を確実に実施することができるように、効果・目標値の設定や到達度の測定の仕組みを整備することが望まれる。

「全般的な結果及び意見」は以下のとおりである。

「全般的な結果及び意見」に挙げている内容は、今回の監査対象とした情報システムにとどまらず、将来を見据えた仕組みとして、今後、全ての情報システムについて同様の観点で改善していく必要があるものである。

通番	項目	内容
	調達方法の意思決定過程の明確化【意見】	機器などの調達を実施する際にはいわゆる「買取」か「リース」による調達を行うことが一般的であり、それぞれの方法により調達コストは異なるものとなるが、「買取」、「リース」の調達手段を選択するに至った意思決定過程が明確に残されていなかった。
	契約書における各種費用の金額内訳の明示【意見】	調達案件それぞれの契約金額の内訳が明確になっていない場合、検収を行う際に契約金額や委託業務内容に見合う作業やサービス提供が実施されたのかについて判断することができないが、ひとつの契約の中に種類の異なる複数の調達案件が含まれた契約形態になり、かつ、契約金額の内訳が明確になっていない案件が

通番	項目	内容
		あった。
	賃貸借契約締結時の設置費用などの取扱い【意見】	<p>情報システムの賃借料にシステムの設置や移行作業費用が含まれているケースが発見されたが、設置費用や移行作業費用については一時的に発生する費用であり、継続的な役務の提供を受けるような性質のものではないため、本来は賃貸借契約の対象とすることは望ましいものではない。</p> <p>設置費用・移行作業費用を賃貸借契約の中を含めるという判断をした場合には、その経緯・理由を明確にすることが望ましい。</p>
	ハウジング(データセンターの一部の場所を使用させるサービス)契約についての一本化に関する検討の実施【意見】	<p>県では、行政 WAN に接続された多くのサーバやネットワーク機器を県の出資団体が保有するデータセンターで管理・運用しているが、現在、当該データセンターへのハウジングに関する契約行為は情報システムを所管する部局がそれぞれ行っている。</p> <p>今後は可能な限り契約関係を一本化することにより、ハウジングにかかる県庁全体の費用を明確化し、データセンターの外部委託による費用対効果の測定を行うことにより価格交渉材料とすることも含めて検討することが望ましい。</p>
	詳細な内容が記載された見積資料の入手・保管【意見】	<p>随意契約において調達を実施する場合、より調達の透明性を確保する必要があることから、実際に要した作業工数等との比較を事後的に可能にしておく必要があるが、外部委託事業者から入手した作業単価と作業工数などの具体的な内訳を示す資料の保管がなされていないケースが見受けられた。</p>
	委託業務単価の目安の見直し【意見】	<p>県では「見積作成ガイドライン」を策定し技術者料金(単価)の目安を設定しているが、当該単価は中小規模のベンダを想定した金額であり、大手ベンダに委託する際の市場価格とは乖</p>

通番	項目	内容
		<p>離している。 現状は大規模システムの開発・運用業務を委託するベンダとして大手を採用しているケースが多いことを考慮すると、大手ベンダとの間で契約を締結する場合には目安として活用することができないのが実態である。</p>
	<p>委託業務内容に応じた適切な単価の設定【意見】</p>	<p>外部委託事業者の情報システムの再構築や保守等の業務を委託する際に外部委託事業者から契約金額とともに積算根拠資料が提示されるが、システムエンジニアが実施するシステム設計作業であっても、プログラマーが実施するプログラミング作業であっても、技術者料金はすべて一律の金額が適用されており、作業の難易度を考慮した単価設定になっていなかった。</p>
	<p>パスワードの定期的な変更【結果】</p>	<p>情報システムのパスワード管理について、県の「情報セキュリティ対策基準」では、システム上で変更できない場合を除いて一定の頻度で変更することが求められているが、定められている頻度で定期的に変更されていないものが存在した。</p>
	<p>外部委託事業者に対するセキュリティ管理の実施状況の確認【結果】</p>	<p>外部委託事業者へのセキュリティ管理の実施状況確認について、県の「情報セキュリティ対策基準」では外部委託事業者が契約内容に基づいた管理を実施していることを確認することが求められているが、外部委託事業者によるセキュリティ管理の実施状況が確認されていない、もしくは確認の記録が残されていないものが存在した。</p>
	<p>県庁全体における情報システムの最適化のさらなる推進【意見】</p>	<p>県では個別の情報システムの導入に対する最適化を推進する仕組みは導入されているものの、これら情報システムの導入検討や外部委託事業者との契約締結は基本的に各部局内で完結している。このため、各部局内の情報システムの個別最適化は図られているが、県庁全体の</p>

通番	項目	内容
		情報システムを俯瞰した全体最適化を図るための仕組みが不十分である。
	情報システム導入時の検討資料の保管【意見】	情報システムの新規導入時に作成したシステム構想や調達などに関する資料が、情報システムが稼働中であっても廃棄されているシステムが存在した。「三重県公文書管理規程」では契約その他権利義務に関する文書の保管期限は5年とされており、当該ルールに準じて廃棄されているものと思われるが、これら資料がない場合は過去の導入経緯を参考として情報システムの調達手続の改善を図ることが困難になる可能性がある。
	情報システム導入・変更による効果測定の実施の検討【意見】	県では 県民サービスの向上、業務の効率化、コスト削減、などの観点から、情報システムの導入・変更によりもたらされる効果・目標値の設定状況を予算要求前審査の審査対象としている。しかし、各部局が審査時に回答した「情報化関連予算調査表」には、効果・目標値が明確にされていないケースがあった。効果・目標値が明確にされていない場合は、審査の中で十分に確認し、情報システムの有効性、効率性を検討することが望ましい。

なお、「情報システム毎の結果及び意見」については、本冊を参照願いたい。

以上